

3 情報共有機能

情報共有機能には、必要な情報をわかりやすく伝えるために、保護者と各関係機関での情報共有と関係機関同士での情報共有を円滑に行う役割があります。市では、母子健康手帳や就学支援シート、サポートファイル等の活用を促進しています。

3情報ー1	乳幼児健診後の心理相談	1 継続
乳幼児健診終了後、発達に支援や配慮の必要な乳幼児については、保護者の気持ちに寄り添いながら必要な支援につなげる。その際、保護者の受けとめ方に配慮しながら、心理相談等につなぎ、相談ニーズの促しを行う。また、保健師が同行して子育てひろばの事業に参加するなど、孤立した子育てにならないよう支援を行う。		
関係機関	健康推進課	
他機能での再掲	1相談ー1	4家庭ー1

3情報ー2	就学相談及び子ども家庭支援センターとの連携	5 継続
就学先について不安や悩みを持つ保護者が、より就学相談を受けやすくなるため、就学相談説明会や利用者アンケートの実施等を通して就学相談の充実に努める。また、相談の質の向上のため、保護者の同意のもと、教育支援課と子ども家庭支援センターとの連携を進め、情報収集を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	1相談ー5	4家庭ー3

3情報ー3	医療機関へのつなぎ	7 継続
医療機関での診察や相談等を必要とすると考えられる子どもについては、保護者の同意のもと、市内小児科医療機関と連携して、診察や相談につなげる。より専門性の高い診察や相談等を要すると判断した場合には、市内小児科医療機関と連携しながら、専門医療機関の診察や療育等につなげるよう情報共有及び情報提供を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・健康推進課・教育支援課・市内小児科医療機関・専門医療機関・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	1相談ー7	7コードー4

3情報 —4	子育て世代包括支援センターの子育て相談との連携	10 新規
---------------	-------------------------	----------

子育て世代包括支援センターの子育てに関する相談の中で発達支援にかかわることについては、子ども未来センターの発達相談と連携して取り組む。

関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課
他機能での再掲	1相談 —10 4家庭 —6 7コーデ —5

3情報 —5	児童発達支援センターの設置	11 新規
---------------	---------------	----------

途切れのない発達支援の拠点となる「児童発達支援センター」の役割や機能を検討する。

関係機関	子ども家庭支援センター・障害福祉課・健康推進課・教育支援課
他機能での再掲	1相談 —11 2成長 —3 4家庭 —7 5現場 —1 7コーデ —6 8理解 —1

3情報 —6	母子健康手帳の活用	23 継続
---------------	-----------	----------

子どもが小学校や中学校に就学した後でも利用できるようになった母子健康手帳の活用を推進する。

関係機関	健康推進課
他機能での再掲	4家庭 —12

3情報 —7	問診票の見直し	24 継続
---------------	---------	----------

乳幼児健診で使用する問診票について、より保護者が子どもの状態像を記入しやすいうように見直しを行う。

関係機関	健康推進課
他機能での再掲	6健診 —3

3情報 —8	地区担当保健師と子ども家庭支援センターとの連携	25 継続
---------------	-------------------------	----------

発達支援の必要な乳幼児とその保護者の気持ちや悩みに寄り添った支援を行うため、地区担当保健師と子ども家庭支援センターの職員が連携し、すき間のない支援に取り組むほか、状況に応じて訪問も行う。

関係機関	子ども家庭支援センター・健康推進課
他機能での再掲	4家庭 —13

3情報 —9	保育園での課題や問題の共有、情報の発信	26 継続
---------------	---------------------	----------

各園の保育コーディネーターが集まり情報や課題の共有を行う「保育コーディネーター連絡会」を活用して、必要に応じて、保育園や幼稚園など関係機関に対し、保育や発達支援に関する情報発信を行う。

関係機関	子ども家庭支援センター・保育課
他機能での再掲	5現場 —3 7コーデ —7

3情報 —10	保育所児童保育要録による情報提供	27 継続
----------------	------------------	----------

認可保育園や認証保育所など年長児童を保育する保育施設においては、保育所児童保育要録を用いて小学校への情報提供を継続して実施する。

関係機関	保育課・指導課
他機能での再掲	なし

3情報 —11	就学支援シートによる情報提供	28 継続
----------------	----------------	----------

保護者から依頼があった場合には、子どもの保育園や幼稚園などの様子を分かりやすく記入するなど、就学支援シートの提出支援を行う。

関係機関	子ども家庭支援センター・保育課・教育支援課・児童養護施設・市内小児科医療機関・専門医療機関・児童発達支援事業者
他機能での再掲	なし

3情報 —12	子ども未来センター内の連携	29 継続
子ども未来センターの相談窓口は子ども家庭総合相談、発達相談、就学相談、教育相談、子ども総合相談に分かれており、それぞれの間での情報共有と連携を進める。		
関係機関	子ども家庭支援センター・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

3情報 —13	サポートファイルの周知と利用促進	30 継続
子どもが適切な支援につながりやすくするよう、子どもが生まれてから成人期までの成長の過程や生活の様子などを記録することができるサポートファイルについて周知し、活用を促進していく。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・子ども育成課・保育課・障害福祉課・健康推進課・教育支援課	
他機能での再掲	4家庭 —14 7コード —8	

3情報 —14	民間療育機関等の連携と情報共有への支援	31 継続
児童発達支援や放課後等デイサービスを受けるには相談支援計画が必要となる。各事業者については、事業の質の向上も求められることから、事業者間はもとより、障害福祉課や子ども家庭支援センターなど、発達支援にかかる主管課との連携を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・障害福祉課・健康推進課・障害児相談支援事業者・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	5現場 —4	

3情報 —15	就学支援シートを活用した連携	32 継続
就学支援シートを有効に活用するため、教育支援課と子ども家庭支援センターや小学校、学童保育所、保育園、幼稚園と連携していく。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子ども育成課・保育課・指導課・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

3情報	—16 児童館や学童保育所と就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みの検討	33 継続
児童館や学童保育所を利用する子どものうち、発達に支援や配慮が必要な子どもについて、児童館や学童保育所での支援に役立てるため、就学前に関わっていた機関との情報共有の仕組みについて検討を行う。		
関 係 機 関	子ども家庭支援センター・子ども育成課・保育課・指導課・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

3情報	—17 児童館や学童保育所と小・中学校との情報共有	34 継続
児童館や学童保育所での子どもの日々の状況は、小・中学校での様子や出来事などと密接な関係があると考えられるため、小・中学校との情報共有を行う。		
関 係 機 関	子ども育成課・指導課・教育支援課	
他機能での再掲	なし	

3情報	—18 医療機関などの関係機関との連携	35 継続
子どもの発達に関する相談において、専門的な診察や相談が必要と認められる場合は、受診等を促すとともに、自ら受診が困難な場合には、同行受診などの必要な支援を進める。また、保護者の同意に基づき、必要に応じ、市内小児科医療機関・専門医療機関や子ども家庭支援センター等の子育て支援機関との情報共有に努める。		
関 係 機 関	子ども家庭支援センター・保育課・健康推進課	
他機能での再掲	4家庭—15	

3情報	—19 専門医療機関との情報共有及び連携	36 継続
市内小児科医療機関の医師が診察や相談をすでに受けている乳幼児のうち、より専門性の高い診察や相談等が必要とされる乳幼児については、専門医療機関と情報連携し、適切な支援を行う。		
関 係 機 関	市内小児科医療機関・専門医療機関	
他機能での再掲	なし	

3情報 —20	子どもに関わる機関の役割や立場の相互理解	37 継続
保育園や幼稚園、児童館、学童保育所、小・中学校等での発達に支援や配慮の必要な子どもへの支援内容については、各施設の目的などにより異なっている。途切れのない発達支援体制の構築のためには、各施設が、お互いの支援の現状と方針、どのような支援が必要なのか、また支援の状況に違いがあることを理解・認識して支援を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子ども育成課・保育課・指導課・教育支援課・児童養護施設・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	なし	

3情報 —21	要保護児童対策地域協議会を活用した情報共有	38 継続
子どもの発達に不安や悩みがあり、保護者からの虐待に進展すると見込まれる場合、関係機関は、要保護児童対策地域協議会に情報提供を行い、家庭訪問等を含めた見守り等の支援を行う。		
関係機関	子ども家庭支援センター・子育て推進課・子ども育成課・保育課・障害福祉課・健康推進課・指導課・教育支援課・市内小児科医療機関・専門医療機関・児童養護施設・障害児相談支援事業者・児童発達支援事業者・放課後等デイサービス事業者	
他機能での再掲	4家庭 —16	